

II 用語の説明

1 貯蓄

ゆうちょ銀行、郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構、銀行及びその他の金融機関（普通銀行等）への預貯金、生命保険及び積立型損害保険の掛金（加入してからの掛金の払込総額）並びに株式、債券、投資信託、金銭信託などの有価証券（株式及び投資信託については調査時点の時価、債券及び貸付信託・金銭信託については額面）といった金融機関への貯蓄と、社内預金、勤め先の共済組合などの金融機関外への貯蓄の合計をいう。

なお、貯蓄は世帯全体の貯蓄であり、また、個人営業世帯などの貯蓄には家計用のほか事業用も含める。

(1) 金融機関等への貯蓄

① 通貨性預貯金

ゆうちょ銀行の通常貯金、銀行及びその他の金融機関（信用金庫、信用組合、労働金庫、商工組合中央金庫、農業・漁業の協同組合など）の普通預金、当座預金、通知預金、納税準備預金などをいう。

② 定期性預貯金

ゆうちょ銀行の定期貯金及び定期貯金、郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構の定期郵便貯金、定期郵便貯金及び積立郵便貯金、銀行及びその他他の金融機関の各種定期預金、定期積金などをいう。

③ 生命保険など

生命保険会社の積立型生命保険、損害保険会社の損害保険（火災・傷害保険のうち、満期時に満期返戻金が支払われる積立型のもの）、農業協同組合の養老生命共済及び郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構で取り扱っている簡易生命保険などをいう。

④ 有価証券

株式、株式投資信託、債券などをいう。債券には、公債と社債があり、公債には国が発行する債券（国債）や、都道府県など地方公共団体が発行する債券（地方債）などが含まれる。社債には銀行などの金融機関や、事業会社が発行する債券が含まれる。

(2) 金融機関外への貯蓄

社内預金、勤め先の共済組合等への預貯金などをいう。ただし、たんす預金は含めない。

(3) (再掲) 年金型貯蓄

生命保険会社の個人年金保険、財形年金貯蓄及び個人年金信託などの年金型貯蓄をいう。また、簡易生命保険のうち年金商品（旧郵便年金）も含める。公的年金（厚生年金及び国民年金）や企業年金は含めない。

(4) (再掲) 外貨預金・外債

ドルなど外国通貨建ての預金、株式、債券、投資信託、保険をいう。なお、外国の機関が発行する債券、投資信託であっても円建でのものは含めないが、二重通貨建てのもの

の（デュアルカレンシー債、リバースデュアルカレンシー債など）は含める。

2 負債

ゆうちょ銀行、郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構、銀行、生命保険会社、住宅金融支援機構などの金融機関からの借入金のほか、勤め先の会社、共済組合及び親戚・知人からの借入金並びに月賦・年賦の未払残高など金融機関外からの借入金残高の合計をいう。

なお、負債は世帯全体の負債であり、個人営業世帯などの負債には家計用のほか事業用の負債も含める。

(1) 住宅・土地のための負債

住宅を購入、建築又は増改築（修繕等工事も含む）したり、土地を購入するために借り入れた場合の借入金残高をいう。

(2) 住宅・土地以外の負債

生活に必要な資金、事業に必要な開業資金、運転資金などを借り入れた場合で、「(3) 月賦・年賦」以外の借入金残高をいう。

[借入先]

公的機関 住宅金融支援機構、都市再生機構、住宅供給公社、日本政策金融公庫（旧国民生活金融公庫など）、郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構などをいう。

民間機関 銀行、信用金庫・信用組合、農業協同組合、労働金庫、商工組合中央金庫、生命・損害保険会社などをいう。ゆうちょ銀行、かんぽ生命保険を含む。

その他 社内貸付、勤め先の共済組合、サラリーマン金融、信販会社、質屋、親戚・知人などをいう。

(3) 月賦・年賦

乗用車、電化製品、衣類など月賦・年賦で購入した場合の未払残高をいう。

3 収支項目

家計の収支は消費構造の分析に有用なように、収入については収入源別に、支出については用途別に区分されている。この区分を収支項目といふ。

ここでは主な収支項目について説明する。

(1) 収入

実収入……いわゆる税込み収入であり、世帯員全員の現金収入を合計したものである。

実収入以外の受取（繰入金を除く）……言わば「見せかけの収入」であり、現金が手元に入るが、一方で資産の減少、負債の増加を伴うものである。

繰入金……前月から持ち越した世帯の手持ち現金である。

受取……「実収入」のほか、「実収入以外の受取（繰入金を除く）」、前月からの「繰入金」を含み、「支払」と一致している。

(2) 支出

実支出……「消費支出」と「非消費支出」を合計した支出である。

消費支出……いわゆる生活費のことであり、日常の生活を営むに当たり必要な財やサービスを購入して実際に支払った金額である。

非消費支出……税金や社会保険料など原則として世帯の自由にならない支出である。

実支出以外の支払（繰越金を除く）……言わば「見せかけの支出」であり、手元から現金が支出されるが、一方で資産の増加あるいは負債の減少を伴うものである。

繰越金……当月末における世帯の手持ち現金である。

支払……「実支出」、「実支出以外の支払（繰越金を除く）」、翌月への「繰越金」から成り、「受取」と一致している。

(3) その他

可処分所得……「実収入」から税金、社会保険料などの「非消費支出」を差し引いた額で、いわゆる手取り収入のことである。これにより購買力の強さを測ることができる。

黒字……「実収入」と「実支出」との差であり、マイナスの場合は赤字ということになる。これは「可処分所得」から「消費支出」を差し引いた額とも同じである。

貯蓄純増……「預貯金」と「保険料」の合計から「預貯金引出」と「保険金」の合計を差し引いたものである。

金融資産純増……「貯蓄純増」に「有価証券購入」と「有価証券売却」との差を加えたものである。

4 各種比率

エンゲル係数……消費支出に占める食料費（用途分類による）の割合であり、生活水準の高低を表す一つの指標となる。

黒字率……可処分所得に対する黒字の割合である。

平均貯蓄率……可処分所得に対する貯蓄純増の割合である。

金融資産純増率……可処分所得に対する金融資産純増の割合である。

平均消費性向……可処分所得に対する消費支出の割合である。

5 世帯と世帯員

(1) 世帯

世帯とは、住居及び家計を共にしている人の集まりをいい、家計調査では施設等の世帯及び学生の単身世帯等を除く全ての世帯を対象にしている。これらの世帯を、家計費に充てるための収入を得ている人を世帯主として、世帯主の職業により、次のように区分している。

全ての世帯

勤労者世帯

無職世帯

勤労者・無職以外の世帯

「勤労者世帯」とは、世帯主が会社、官公庁、学校、工場、商店などに勤めている世帯をいう。ただし、世帯主が社長、取締役、理事など会社団体の役員である世帯は「勤労者・無職以外の世帯」とする。

「無職世帯」とは、世帯主が無職である世帯をいう。例えば、年金、恩給、仕送り金、保険取扱い、財産収入等により家計を営んでいる世帯をいう。

「勤労者・無職以外の世帯」とは、勤労者世帯及び無職世帯以外の世帯をいう。例えば、世帯主が商人、職人、個人経営者、農林漁業従事者、法人経営者、自由業者などの世帯が分類される。

なお、勤労者・無職以外の世帯の収入は、年間収入しか調査されていないので、消費支出及び年間収入の結果数字しか得られない。

(2) 世帯員

世帯主とその家族のほかに、家計を共にしている同居人、家族同様にしている親戚の子供、住み込みの家事使用人、営業上の使用人なども世帯員とみなしている。

また、家族であっても別居中の人は、家計を別にしている間借人などは世帯員に含めない。

(3) 世帯の属性分類

世帯の分類に用いている「職業」、「産業」、「企業規模」は、世帯主の就業状態によるものである。なお、「企業規模」は勤め先の企業の従業者数の多さによって分類している。

世帯類型……世帯を世帯員の続き柄による構成によつて分類したもので、いわゆる核家族と呼ばれる「夫婦のみ又は夫婦と未婚の子供から成る世帯」を始め、「両親と子供夫婦又は未婚の孫から成る世帯」、「母親と20歳未満の子供のみの世帯」など家計分析に有効なように世帯を区分している。

6 調整集計世帯数

調査世帯数の決定は、結果利用上の観点、実査上の制約を考慮して行われている（詳細については、「2(4)調査世帯数の決定及び配分（p.190）」を参照のこと。）。そのため、調査世帯の抽出率は全国一律ではない。

例えば、2015年国勢調査結果でみると東京都区部では抽

出率が1/5805であるが、抽出率の最も高い層（市町村）は1/498となっている。集計に当たってこの抽出率の違いを無視すると、東京都区部のように抽出率の低い地域の実態が過小評価されることとなる。そこで、各地域ごとに係数（調整係数という。）を乗じて集計している。こうした抽出率調整などを行った世帯数の和が調整集計世帯数（結果表上は10倍値で表章）である。

7 世帯数分布（抽出率調整）

各区分に該当する世帯数の割合を調整集計世帯数を使って表したもので、1万分比又は10万分比で表章される。これにより、母集団の世帯分布を知ることができる。

8 年間収入階級と五分位、十分位階級

「年間収入」は過去1年間の収入であるため、各年間収入階級の実収入の平均を12倍しても必ずしも当該階級内には入らない。

「五分位階級」とは、全ての世帯を毎月の実収入（現金収入）、世帯主の定期収入、世帯の年間収入などの収入の低い方から順番に並べ、それを調整集計世帯数の上で五等分して五つのグループを作った場合の各グループのこと、収入の低い方から順次第I、第II、第III、第IV、第V五分位階級という。それぞれの階級について収入と支出をまとめたものが「五分位階級別」の結果であり、所得階層別に貯蓄や負債の現在高をみたり、所得の格差の動きをみたりする際に有用である。

「十分位階級」は、上記と同じ要領で十等分した場合の十のグループのことである。

9 住居の所有関係

住居は、その所有関係から次のように区分している。

「持家」とは、居住している世帯がその住宅を所有している場合をいう。未登記又は分譲住宅などで分割払いの未払分があっても、居住していればこれに含める。

「民営借家」とは、居住している世帯がその住宅を借りている場合で、次の「公営借家」、「給与住宅」に該当しないものをいう。

「公営借家」とは、都道府県営、市町村営のほか、都市再生機構、住宅供給公社などの公的機関が市民を対象に経営する賃貸住宅に居住している場合をいう。

「給与住宅」とは、勤め先の会社、官公庁、団体などがその職員家族を居住させるために所有管理又は借り上げている住宅に居住している場合をいう。なお、玄関、台所、便所の専用、共用の別は問わない。